

## 就職困難者に対する就労支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、雇用・就労にあたり厳しい状況にある就職困難者の企業等への就労を促進するため、府内市町村が進める地域就労支援事業と連携し、就労支援事業に取り組む事業者に対し、予算の定めるところにより、就職困難者に対する就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職困難者 中高年齢者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親など働く意欲がありながらさまざまな阻害要因により、雇用・就労が実現できない者をいう。
- (2) 共同企業体 知事に補助事業を共同連帯して実施する旨の届出を行った複数の事業者からなる団体をいう。

### (補助事業等)

第3条 補助金の補助対象事業、補助対象事業期間、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表第2の要件を全て満たす法人又は法人を核とした共同企業体のうち、別途定める審査基準に基づき、知事が適当と認める者とする。

- 2 前項に規定する共同企業体の構成員は全て、別表第2の要件の各号を満たすものとする。ただし、同表第2号から第6号については、当該共同企業体の代表構成員が満たしていれば、この限りでない。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、就職困難者に対する就労支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業計画書（様式第1号別紙1）
  - (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）

- (3) 要件確認申立書（様式第1号別紙3）
  - (4) 暴力団等審査情報（様式第1号別紙4）
  - (5) 補助金交付申請の日の直前の6月1日時点において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあつては、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（事業主全体及び府内事業所全て）の写し
  - (6) 商業・法人登記簿謄本
  - (7) 定款の写し
  - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助事業の内容の変更等の申請）

- 第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとするときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

- 第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業実施に要する経費の20%以内の金額の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び内容等のうち補助事業の基本的部分に係わらない変更とする。

（交付申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（状況報告）

- 第9条 規則第10条の規定による報告は、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実施状況報告書（様式第5号）により、毎月末までの事業実施状況を翌月10日までに知事に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項のほか、知事は必要に応じて報告を求めることがある。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、就職困難者に対する就労支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第 6 号）、補助事業実績明細書（様式第 6 号別紙 1）、収支決算書（様式第 6 号別紙 2）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に（同条後段に規定する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに）知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第 13 条の規定による通知を受け取った日以後 10 日以内に就職困難者に対する就労支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、交付決定の後に規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 12 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する府の会計年度終了後 10 年間保存しておかななければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、就職困難者に対する就労支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第 19 条ただし書き並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間

4 第 2 項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(報告及び調査)

第 14 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金

の交付決定を受けた事業者に対して、報告をさせ、又は本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(守秘義務)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施により知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。補助事業が完了した後においても、同様とする。

(その他必要な事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 7 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 10 日から施行する。

別表第 1

<p>補助対象事業</p>	<p>就職困難者に対する就労支援事業</p> <p>(1) 職場実習先の確保  (2) 求人企業等の開拓  (3) 就職実現に向けた研修及び職場実習  (4) 就職実現に向けたマッチング  (5) 定着支援  (6) 調査研究事業（求人ニーズ調査、市町村地域就労支援事業と連携した求職情報収集等）</p>
<p>補助対象事業期間</p>	<p>補助金交付決定の日から当該年度の3月31日まで</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業の実施に要する経費（次に掲げるものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の管理・運営経費</li> <li>・ 補助事業期間外に行った事業や支払われた経費</li> <li>・ 国等の助成金を受けている経費</li> <li>・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）</li> <li>・ 振り込み手数料、各種保険料</li> </ul>
<p>補助金額</p>	<p>(1) 就職者数と職場定着者数の実績に応じて交付（予算の定めるところによる）</p> <p>① 就職者1名につき金90,000円  ② 就職後の定着支援（3か月間の定着）1名につき金135,000円</p> <p>(2) 調査研究事業の実施に対して交付（予算の定めるところにより定額）</p> <p>※補助金額は、(1)(2)の合計額と補助対象経費を比較して、低い額とする。</p>

別表第2

補助事業者  
の要件

- (1) 補助金交付申請の日の直前の6月1日において、雇用障がい者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定の例により算定したその雇用する法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である法第43条第1項に規定する労働者（以下「労働者」という。）の数をいう。）が法定雇用障がい者数（法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。）以上であること。
- (2) 府の区域内に事業所を有し、本事業に係る企画立案及び経理処理などの各種事務の処理能力、個人情報管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。
- (3) 事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (4) 就職困難者の現状に対する理解度が高く、これまで就職に際して困難な課題を抱える方の雇用・就労支援の実績があること。
- (5) 企業への雇用促進に向けたアプローチを円滑に行うため、企業を対象とした就職困難者等の雇用・就労の促進に関する研修会・講習会等の開催などの支援実績があり、就職困難者の雇用に関して企業と強力な連携関係があること。
- (6) 人員配置や管理運営体制、キャリアカウンセラー等の専門人材の配置など、事業実施体制を備えていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 府税に係る徴収金を完納していること。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(10) 消費税及び地方消費税を完納していること。</li><li>(11) 規則第2条第2号イからハまでのいずれにも該当していないこと。</li><li>(12) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。</li><li>(13) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。</li><li>(14) 法その他労働関係法令を遵守していること。</li></ul> |
|--|--|